

今までいただいたご意見を総合的にまとめてみました。
ふりかえりの資料として、内容確認をお願いします！

(案)

北区役所新庁舎基本構想策定 に関する意見書

平成 29 年 2 月 日

北区役所新庁舎基本構想検討会議

はじめに

北区役所新庁舎整備位置については、様々な検討を経て昨年の5月に JR 豊栄駅南側の北区文化会館等がある市有地エリアに決定されました。

少子化、超高齢社会、人口減少そして厳しい財政状況下で、区民の多様なニーズに対応した新庁舎整備が求められており、私たち区民の創意と工夫による未来につながる新庁舎整備を進めていく必要があります。

北区役所新庁舎基本構想検討会議では、区の一体感の醸成に寄与する機能など4つの基本方針を柱に、公共施設の将来のありかたを示した、市の財産経営推進計画における多機能化・複合化などを踏まえ、より区民サービスの向上に資する新庁舎整備を目指し、総合的に検討して以下のとおり意見をまとめました。

1 検討経過

区 分	時 期	主な検討項目
第1回	平成28年8月9日	座長の選出、基本構想策定の進め方
—	平成28年9月9日	新潟市西区役所庁舎視察
第2回	平成28年9月15日	施設計画、庁内配置計画
第3回	平成28年10月18日	公共交通、出張所等の機能強化、新庁舎の複合化
第4回	平成28年11月4日	新庁舎の複合化、現庁舎新館の活用
—	平成29年1月19日	新発田市役所庁舎視察
第5回	平成29年1月26日	敷地利用計画、整備手法、葛塚WSの検討確認等
第6回	平成29年2月___日	意見書（案）の確認

※葛塚WS = 「葛塚地域での地域別実行計画策定に係るワークショップ^o」をいう。

2 基本方針

新庁舎整備位置に関する自治協議会での検討経緯や区民説明会での区民意見を踏まえ、新庁舎整備における基本方針は次のとおりである。

- 1 区民全体のシンボル、区の一体感の醸成に寄与する庁舎
- 2 防災拠点としての庁舎
- 3 来庁される区民にやさしい庁舎
- 4 次世代につながる庁舎

3 庁舎機能

基本方針を踏まえ、区民が求める庁舎機能を検討し、以下のとおり整理した。
また、意見として出された具体的に整備する施設や設備の事例も記載する。

【基本方針1】 区民全体のシンボル・区の一体感の醸成に寄与する庁舎		
番号	庁舎機能と委員発言の概要	主な施設・設備の例
①	<p>《交流機能》 区民が集い、交流することで区の一体感の醸成につながり、大人から子供まで集えるスペースを整備することで、多世代交流が図られる。 <u>また、学生が新庁舎をゼミなどで利用できる仕組みづくりも効果的である。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的スペース ・<u>交流スペース</u> (<u>幼児ふれあい広場など親同士の交流の場を含む</u>)
②	<p>《貸館機能》 交流機能の向上のため、区役所に貸館スペースがあると良い。民間団体のイベント開催で集客も期待できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的スペースの貸館 ・会議室の貸館（休日夜間の空き時間を活用）
③	<p>《情報発信・情報共有機能》 地域の歴史や自然の魅力などを情報発信し共有することで、地域間の相互理解が深まる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の発信と共有コーナー
④	<p>《施設連携機能》 整備エリア内の豊栄図書館、北区文化会館などと連携した区役所であれば、相乗効果で利便性が向上し、区民も集まりやすく各施設の入館者の増につながる。 また、スポーツ（健康増進）ができるスペースがあれば若者も集まりやすい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アーケード又はプロムナード（施設と施設をつなぐ設備） ・整備エリア全体を利用した屋外ウォーキングコース

【基本方針2】 防災拠点としての庁舎		
番号	庁舎機能と委員発言の概要	主な施設・設備の例
①	<p>《災害対応機能》 災害時の対応が重要であり、情報を集約できる庁舎機能が必要であり、<u>拠点備蓄に対応した機能も必要となる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策室 ・<u>拠点備蓄倉庫</u>
②	<p>《水害対応機能》 北区は甚大な水害を経験しているため、水害時の対応が特に必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電設備を2階以上に設置
③	<p>《耐震機能》 区役所の防災拠点としての役割は重要であるので、建物の構造は十分な耐震性が求められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・構造的に十分な耐震性を確保

【基本方針3】来庁される区民にやさしい庁舎		
番号	庁舎機能と委員発言の概要	主な施設・設備の例
①	<p>《公共交通アクセス機能》</p> <p>超高齢社会に対応した公共交通の充実と区役所がバス等の結節点となると良い。また、区バス、住民バス、タクシー等の乗降と待合に配慮した設備が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根付きバスストップ
②	<p>《駐車場機能》</p> <p>整備エリアは複数の公共施設があるため、施設ごとに区分された十分な駐車場と施設間移動時の歩行者の安全な動線確保が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設に応じた十分な駐車場の確保 ・障がい者等専用屋根付き駐車場（庁舎に隣接） ・車道と歩道の区分表示
③	<p>《総合窓口機能》</p> <p>コンシェルジュを配置した総合窓口化を進め、ワンストップサービスなど区民の利便性を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合窓口化に対応した待合スペースとコンシェルジュの配置
④	<p>《相談機能》</p> <p>プライバシーに配慮し、個人情報の保護や情報セキュリティを確保した相談機能が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンターに「ついで」を設置 ・相談室の適正配置
⑤	<p>《ユニバーサルデザイン》</p> <p>高齢者や障がい者などすべての人に配慮したユニバーサルデザインを徹底すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすい案内表示 ・多目的トイレや授乳室など
⑥	<p>《利便機能》</p> <p>区役所内にコンビニや銀行があれば、区役所に行く機会が増え、区役所からの情報も目にする事ができる。</p> <p>また、待ち時間を庁内や屋外で過ごせる所や憩えるスペースやインターネット環境の整備も検討すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニ ・銀行（ATM） ・憩いのスペース（カフェテリア、屋外のくつろぎスペース等） ・Wi-Fi環境の整備

【基本方針4】次世代につながる庁舎		
番号	庁舎機能と委員発言の概要	主な施設・設備の例
①	<p>《フレキシブルな庁舎機能》</p> <p>将来を見据え、社会変化に対応したフレキシブルな機能を持つ庁舎整備が必要。</p> <p>特に待合スペースはゆとりと落ち着きが必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「空間のゆとり」がある庁舎 ・更新性のある設備
②	<p>《環境負荷低減機能》</p> <p>効率的なエネルギー利用や環境負荷の低減を図るなど、環境にやさしい庁舎整備が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然採光・通風設備 ・再生エネルギー設備（太陽光発電等）

4 施設計画

(1) 施設規模

区 分	内 容
①庁 舎	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎面積は、将来的な社会変化に柔軟に対応するとともに、市の財産経営推進計画を踏まえること。 ・多機能化・複合化の方針が決定された場合は、適正な面積を算定すること。 ・なお、全体の施設規模の算定にあたっては、<u>行政事務スペースを優先的に考えること。</u>
②講堂兼 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所の役割である「まちづくりの拠点」、「協働の拠点」、「防災の拠点」などを実現するため、自治協議会の開催、災害時の関係機関対策会議の開催やボランティア活動が可能な規模での整備が必要である。<u>必要面積は800㎡とする。</u>
③倉庫兼 車庫	<ul style="list-style-type: none"> ・経費を抑えるため別棟での整備とし、必要な面積は、庁舎内に整備する書庫等を含めて検討すること。<u>必要面積は500㎡とする。</u>
④来庁者駐 車場	<ul style="list-style-type: none"> ・「新庁舎整備位置では駐車場が不足するのではないか」との不安が区民意見にある。一方、公共交通の充実を求める区民意見も多くある。また、区役所来庁者の自動車利用は約85%となっている。 ・これらの状況を踏まえ、整備エリア内の各施設の駐車場との連携利用と適正な利用区分を行い、<u>必要な駐車場120台を確保すること。</u> ・各施設利用者の安全かつ効率的な動線を確保し、利便性の高い駐車場となるように検討すること。 ・車いす利用者、障がい者、妊娠中の方々が利用する専用駐車場は、屋根付きで庁舎に隣接させるなど、可能な限り動線が短くなるよう配慮すること。
⑤公用車駐 車場	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の効率化を図るため、整備エリア内に必要な駐車場46台を新たに確保すること。
⑥交流スペ ース等	<ul style="list-style-type: none"> ・交流スペースや多目的スペース、憩いのスペースなどは、多機能化・複合化する施設と調整を図り、必要な面積を確保すること。

(2) フレキシブルな庁舎

将来、行政組織の見直しなどで空きスペース出た場合や、逆に様々な施策により臨時の窓口スペースが必要となる場合がある。

これらの変化に柔軟に対応した空間デザインの検討が必要である。また、用途変更などの対応が可能であれば、建物の長寿命化につながることから、「空間のゆとり」と「設備の更新性」に配慮すること。

(3) 施設連携設備

整備エリア内の他の公共施設との機能連携を効果的に行い、利用者の利便性の向上を図るため、施設間をつなぐアーケード等の整備が必要である。

5 庁内配置（フローア）計画

区 分	内 容
①窓口サービス提供部署	<ul style="list-style-type: none"> 区民の利用が多い窓口サービスを提供する区民生活課、健康福祉課、税務センターは、1階に配置することが望ましい。
②災害対応関連施設	<ul style="list-style-type: none"> 北区は、水害時の対応が特に必要であることから、災害対策室、非常用発電設備、拠点備蓄倉庫は上層階に設置すること。 <u>災害対策室は、業務の効率性を期すため、担当の総務課に隣接した位置に整備すること。</u>
③総合窓口の待合スペース	<ul style="list-style-type: none"> 総合窓口化に対応した十分な広さの待合スペースを1階に整備するとともに、来庁者が効率的かつ安全に移動できる動線の確保とレイアウトが必要である。 待合スペースは、区民にやさしい庁舎とするため「落ち着きのある空間づくり」に配慮すること。
④相談室等	<ul style="list-style-type: none"> 来庁者のプライバシーに配慮するため、相談室を適正に配置するとともに、ついたて等のあるカウンターを必要により設置すること。
⑤執務室等	<ul style="list-style-type: none"> 職員の事務作業の効率化のため、バックヤードや書庫そしてミーティングルームを執務室に合わせて配置すること。 執務室はフレキシブルな庁舎機能に対応するため、<u>基本的に全階層オープンフロアとすることが望ましい。ただし、情報セキュリティに配慮すること。</u>
⑦会議室等（講堂兼大会議室を含む）	<ul style="list-style-type: none"> フレキシブルな庁舎機能に対応するため、可動式の間仕切りを設置し多様な利用に柔軟対応できる工夫が必要である。 新庁舎が豊栄地区公民館等と複合化した場合などは、施設の効率的な運用を期するため、<u>休日や夜間など業務に支障がない範囲での貸し出しも検討すること。ただし、適正な区分管理を行うこと。</u>
⑧多目的スペースと交流スペース	<ul style="list-style-type: none"> 幼児ふれあい広場などの交流スペースを含めた多目的スペースについては、複合化する施設機能を含めて、交流機能が効果的に発揮される位置及び内容について検討すること。
⑨情報発信共有コーナー	<ul style="list-style-type: none"> 地域間の相互理解、そして北区の魅力を発信することで、区の一体感の醸成つながる施設であるため、多くの人が利用する位置に設置することが効果的である。

6 公共交通

超高齢社会のインフラ整備として、公共交通の充実が求められている。整備エリアには複数の公共施設が集中し、多様なサービスが提供されるため、バスストップ等を整備し、公共交通の結節点として区内全域からのアクセス機能の向上が求められる。

また、区バス、住民バス、路線バスそしてタクシー等の乗降と待合に配慮した屋根付きバスストップなどの設備を検討すること。

7 出張所等の機能強化

新庁舎整備とあわせ、北出張所等の機能強化に取り組み、区全体での住民サービスの向上を図るよう具体的に進めること。

特に窓口サービスの取扱いの拡充については、実施可能なところから順次進めていくこと。

8 多機能化・複合化等

市の財産経営推進計画を踏まえ、新庁舎の多機能化・複合化及び現庁舎新館の活用等について次のとおり意見をまとめた。

区 分		内 容
新庁舎との多機能化・複合化	豊栄地区公民館	<p>○複合化の優先度が最も高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設は、平成 29 年現在で築 40 年となり、他の施設と比べ、建て替え時期が近くなっている。 ・新庁舎の交流機能が向上し、他の行政区にないオリジナリティの明確化と区の一体感の醸成につながる。 ・跡地の駐車場活用やロータリー整備など交通の安全性やアクセス性からも有効である。 ・区役所会議室を公民館利用者へ貸し出すことで、施設の有効利用と公共施設の総量削減につながる。
	北区郷土博物館の展示機能	<p>○収蔵機能と展示機能を区別し、展示機能を区役所新庁舎に移転することも優先度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設は、市の類似施設の平均と比べ利用者一人当たりのコストが高く、利用者も少ない。管理運営面からも効率化が必要である。 ・当該施設は、将来にわたって郷土の歴史を伝える重要な施設である。区役所新庁舎に展示機能を移すことで、多くの来庁者に見てもらえる機会が増え、運営経費の削減につながる。また、地域の歴史を理解することで区の一体感にもつながる。 ・多世代交流を目的とした企画展示の開催など、ソフト事業の充実も併せて実施する必要がある。
現庁舎新館の活用	葛塚コミュニティセンター	<p>○現庁舎新館に移転し、現施設は公共施設の活用の観点から今後検討して欲しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンターは、地域活動において必要不可欠なものであり、現庁舎新館に移転することで、「憩いの場」としての活用が期待できる。
機能連携		<p>○北区文化会館、豊栄図書館は、機能連携を図る施設として優先度が高い。また、豊栄さわやか老人福祉センター、北区豊栄健康センターについても、機能連携を図る施設として今後検討して欲しい。</p>

＜市の管理以外の施設機能＞

区 分		内 容
その他	水道局北営業所の窓口機能	・ワンストップサービスの観点から、区役所新庁舎に移転することが望ましい。
	北区社会福祉協議会	・北区社会福祉協議会は、これからの福祉サービス提供にとって必要不可欠であるため、東区や西区のように健康福祉課との一体的な窓口の配置が必要である。

9 敷地利用計画

※今回検討していただきます。

10 整備運営手法

※今回検討していただきます。

おわりに

当検討会議では、区役所が区民のシンボル・区の一体感の醸成に寄与する庁舎となるためには何が必要なのかについて検討を行った。

委員からは、「地域の歴史や特産品そして自然の魅力などを知っていただき相互理解を深めること」「区役所に区民が集まる機会を増やし、区民の交流を促進すること」そして「北区に誇りを持ってもらうこと」などの意見があがった。

必要な機能や整備すべき施設・設備の例については、前記「3区役所機能」に記載したが、施設・設備を整備しただけでは区の一体感は実現されない、それを活用する「取り組み」や「システムづくり」が不可欠である。具体的には次のとおりであるが、ハードとソフトの両輪として整備後も継続的に進めていく必要がある。

(1) 交流を促進する事業展開

区民が区役所に行く機会を増やし、地域間交流や世代間交流を行うため、多目的スペースなどの交流機能を活用したイベント開催など、区民と協働した事業展開を図る。

(2) 多機能化・複合化の効果

豊栄地区公民館や北区郷土博物館の展示機能を新庁舎に複合化することで、公民館の活動団体が区役所に集い、博物館の展示企画で地域の歴史等を知ることができる。

(3) プラットホーム型のサービス提供

整備エリアにある各公共施設の機能を連携し、社会福祉協議会、地域コミュニティ協議会やボランティア団体など各種地域活動団体と協働した「プラットホーム型」のサービス提供システムを構築することで、区民の利便性の向上と各施設の利用者の増加そして地域課題の解決につなげるなどの相乗効果が期待できる。

また、区役所の役割である「協働の拠点」が進むなど、区役所が区民のよりどころとなり、シンボルとなりえる。